

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昇降機を設置する場合は建築基準法に則り、市役所への届けが必要です。（確認申請）
 この昇降機が確認申請が受け付けられた後、当該事業所が
 厚生労働省管轄の事業を営む事業所の場合は所轄労働基準監督署への届出が必要です。

この判別基準を以下に示します。

建築基準法(所轄官庁：国交省)	労働安全衛生法（所轄官庁：厚労省）
適用の対象	適用の対象
人又は荷物を運搬する昇降機 (用途、積載荷重に関わらず)	工場等に設置されるエレベーターで (一般公衆の用に供されるものを除く) 積載荷重が0.25 t 以上のもの。 性能検査の関係上1 t 未満
エレベーター（人の昇降も可能）	エレベーター（人の昇降も可能）
* かごの床面積が 1 m ² を超える 又はかご高さが1.2mを超えるもの。 * 構造規定が複雑、昇降速度速い	* かごの面積が 1 m ² を超えかつ かご高さが1.2m以上のもの。 * 構造規定が複雑、昇降速度速い
小荷物専用昇降機（人の昇降が不可能）	簡易リフト（人の昇降が不可能）
* かごの床面積が 1 m ² 以下 かつかご高さが1.2m以下のもの。 * 構造規定が簡素、昇降速度速い	* かごの床面積が 1 m ² 以下 又はかご高さ1.2m以下のもの。 * 構造規定が簡素、昇降速度一般的には遅い

* かご床面積が 1 m² を超える又はかご高さが1.2メートルを超えるものは
 労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなりますので、
 建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。

最近の傾向として厚生労働省は、
 扉が開いたままかごが動き圧死された不幸な事故や
 工場の従業員の方が亡くなられた事故を受け、
 以前は既設の建築物に簡易リフトを設置する際に、基準範囲の昇降機は図面や仕様で
 受付をされてましたが、現在は建築確認申請書の写しを添付するよう指導されています。

改正建築基準法での荷物用エレベーターの取り扱い

平成18年6月に発生した東京都港区シティハイツ竹芝の事故や、平成17年に発生した千葉県北西部地震を受け国交省は平成21年9月28日より改正建築基準法を施行いたしております。

前回の改正ポイントは大きく分けて3つです。

1. 戸開走行保護装置の設置義務付け（扉が開いているのに昇降したと判断した場合に停止させる装置）
2. 地震時管制運転装置の設置義務付け
3. 安全に関わる技術基準の明確化（人が昇降路の物に触れられない構造を明確化し告示）

また平成26年4月1日以降施行された改正建築基準法において

このうちで荷物用エレベーターに関しては一部において上記の一部において設置義務の無いものが規定されました。（平成25年国土交通省告示第1051号、1052号）それが御提示しております送り専用荷物用エレベーターです。

送り専用荷物用エレベーターの規定として以下のものが義務付けられております。

1. かご内から人が操作出来ない位置に操作盤を設置すること。（遠隔操作は不可）
2. かごが停止していない階では操作できないもの。
3. 扉が閉った状態でないと操作が出来ないこと。
4. カゴ内に人が出入できないことが明示されていること。

荷物用エレベーターの取り扱い

定義：荷物用エレベーターは専ら荷物を輸送することを目的とするもので荷扱い者又は運転者以外の人は利用できない。したがって、一般乗客が利用する場合は、乗用エレベーターを併設するか又は人荷物用エレベーター（法的には乗用扱いです）として計画すべきである。

改正における荷物用エレベーターと荷物専用エレベーターの違い

荷物用エレベーター	荷物専用エレベーター
人の昇降	
原則1名の荷扱い者のみ昇降可 事業所内に荷扱い者を明示の義務	昇降不可（かご内に操作盤が無い為）
新法対応	新法対応
戸開走行保護装置の設置義務 地震時管制運転の設置義務 * 自治体の判断によります。 * 地震発生に絡め停電時自動着床装置の設置が 現在セットとなるケースが多いです。 この場合予備電源の確保もしくは蓄電池が 必要となる為維持コストの増大となります。	戸開走行保護装置の適用除外 地震時管制運転設置の適用除外 安全に関わる技術基準は適用 * 基本的には従来型の荷物用エレベーターです。 但しかご内操作盤は設けません。 （入口から1.1m以上離れた位置での操作） 人の昇降が無いので、制御や快適装備を省いて コスト削減した機種です。